

ご注意いただきたい事項

- この保険は、申込日からその日を含めて8日以内（消印有効）であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面での郵送によるお申出によりクーリング・オフ（お申込の撤回またはご契約の解除）をすることができます。なお、T&Dフィナンシャル生命が指定する医師による診査が終了している場合を除きます。
- ご契約にあたっては、被保険者の現在の健康状態等について告知いただきます。T&Dフィナンシャル生命は告知いただいた内容に基づいてご契約をお受けするかどうかを決定します。なお、ご契約時に告知いただいた内容が事実と異なっていた場合には、告知義務違反としてご契約を解除させていただくことがあります。
- この保険は、契約者貸付のお取扱はできません。
- この保険は、配当の分配のない仕組みの保険です。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください

■「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。
 <「ご契約のしおり・約款」の記載事項の例>
 ●クーリング・オフ制度（お申込の撤回・ご契約の解除）について
 ●告知義務について
 ●責任開始期と契約日について
 ●年金等を支払わない場合について
 ●解約と減額について
 くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集人にご相談ください。

保険販売資格をもつ募集人について

■三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です

■（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。

■生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

T&Dフィナンシャル生命は生命保険契約者保護機構に加入しております

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。
 ■T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても年金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

お問合せ先

生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820

[月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページアドレス <http://www.seihogogo.jp/>

募集代理店（三菱UFJ銀行）からのご説明事項

■「家計にやさしい収入保障」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
 ■「家計にやさしい収入保障」はT&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
 ■三菱UFJ銀行は、「家計にやさしい収入保障」の引受保険会社であるT&Dフィナンシャル生命の支払能力を保証するものではありません。
 ■法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限令」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

（お問合せ、ご照会は）

[募集代理店]

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3 等を除く）
<https://www.bk.mufg.jp>

2019年7月現在（No.05720）

（ご契約後のご照会は）

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
 [お客様サービスセンター] ☎0120-302-572
 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）
 [ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

もしものときに、遺されたご家族が お給料と同じように毎月決まった額を受け取れる保険



～特定疾病にそなえる保障も選択できます～

無配当収入保障保険（無解約払戻金・II型）

必要な期間・保障額にあわせた

合理的な設計！

タバコを吸わない方は

保険料を割引！

保険料払込免除は

上皮内がんも対象！



重要事項に関するお知らせ (契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

[募集代理店]

MUFG 三菱UFJ銀行

「重要事項に関するお知らせ」は、ご契約のお申込に際しての
重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ
記載しています。

ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解
のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命



もしものときの収入減少にそなえていきますか？

いまは …

元気なときは、今までどおりの生活が送れます。



もしものことがあると …

収入が減少し、ご家族の生活費が不足するかもしれません。



どんな費用にそなえる必要がある？



教育費総額

	公立(大学は国立)	私立
幼稚園(3年)	約 70万円	約 144万円
小学校(6年)	約 193万円	約 916万円
中学校(3年)	約 143万円	約 398万円
高校(3年)	約 135万円	約 312万円
大学(文系4年・自宅通学)	約 516万円	約 682万円

お子さまの成長にあわせた費用が負担になることも。

(出所) 幼稚園～高校の金額：文部科学省「平成28年度 子供の学習費調査」よりT&Dフィナンシャル生命作成
大学の金額：日本政策金融公庫「平成29年度 教育費負担の実態調査結果」、文部科学省「平成28年度 子供の学習費調査」「私立大学等の平成29年度入学者に係る学生納付金等調査結果」「文部科学省令」(独)日本学生支援機構「平成28年度 学生生活調査結果」(民間部)をもとにエフピー教育出版試算よりT&Dフィナンシャル生命作成
※ 端数は10,000円未満切捨表示。

どうやってそなえる？

収入保障保険でそなえることもできます。

たとえば **家計にやさしい収入保障** なら、お給料のように毎月決まった金額を受け取ることができます！



お給料に代わって、保険会社から毎月の収入

家計にやさしい収入保障 の保障内容について

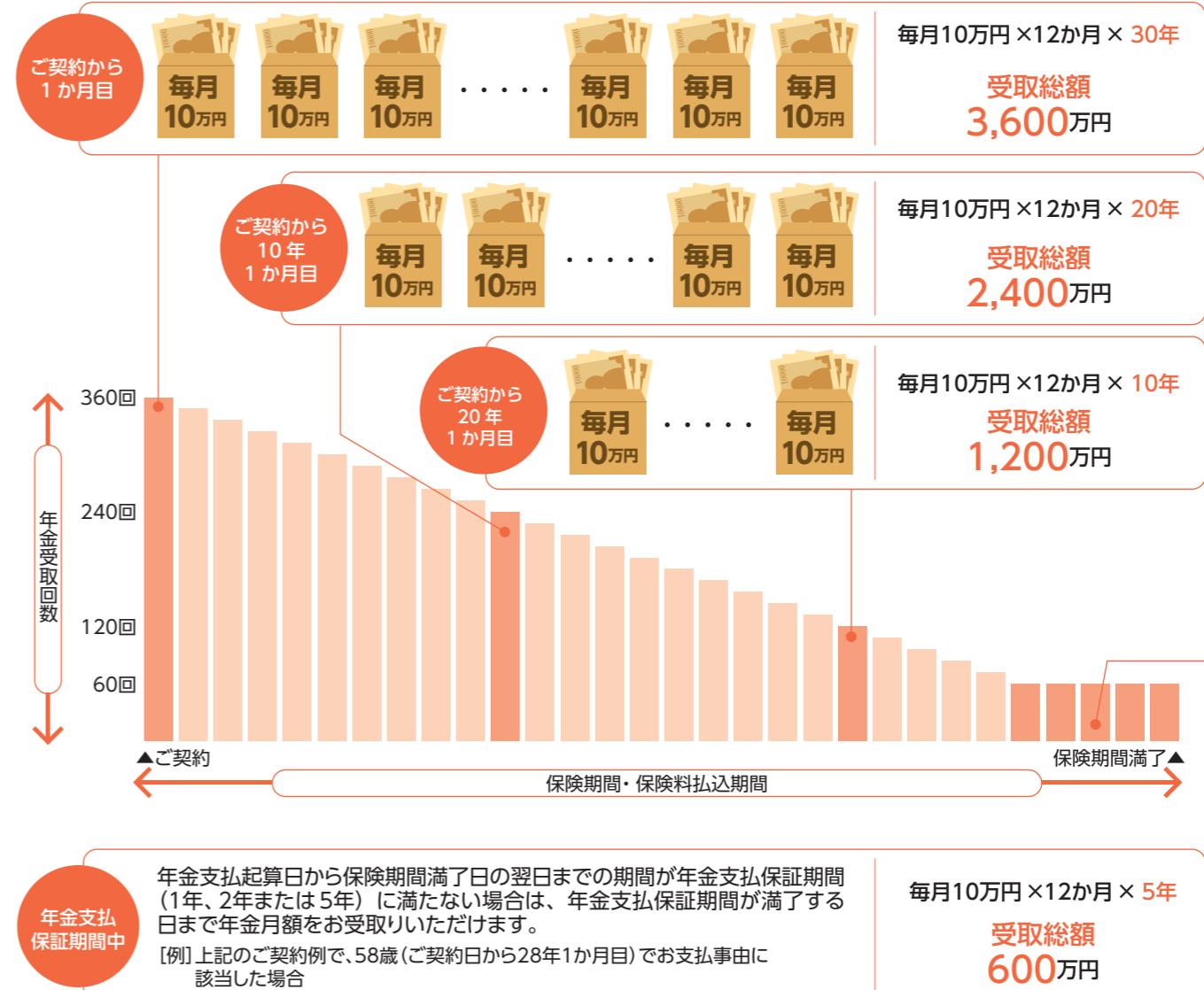
遺されたご家族がお給料と同じように毎月決まった金額を受け取れます！

主契約

被保険者がお亡くなりになられた場合、毎月、決まった金額の遺族年金を保険期間満了までお受取りいただけます。

[ご契約例] ●契約者(被保険者)：30歳男性 ●保険期間／保険料払込期間：60歳満了
●年金月額(主契約)：10万円 ●年金支払保証期間：5年 ●保険料払込方法(回数)：月払

[お支払事由に該当した時期ごとの年金受取総額の推移(イメージ)]



年金支払保証期間中
年金支払起算日から保険期間満了日の翌日までの期間が年金支払保証期間(1年、2年または5年)に満たない場合は、年金支払保証期間が満了する日まで年金月額をお受取りいただけます。

[例] 上記のご契約例で、58歳(ご契約日から28年1か月目)でお支払事由に該当した場合

さらに安心の仕組み

所定の高度障害状態になられた場合も年金をお受取りいただけます

被保険者が責任開始期以後に発症した疾病または発生した傷害により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当された場合は、遺族年金と同額の「高度障害年金」を毎月お受取りいただけます。

※ 遺族年金と高度障害年金は重複してお受取りいただくことができません。

※ 所定の高度障害状態の例示については、P15をご覧ください。

所定の身体障害の状態になられた場合、以後の保険料はいただけません。

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になられた場合は、以後の保険料のお支払は必要ありません。

※ 所定の身体障害の状態の例示については、P15をご覧ください。

家計にやさしい収入保障 こんなところが特徴です！

健康に気を使っておいて
よかったです♪



Point 1

必要な期間・保障額にあわせて合理的な設計ができます！

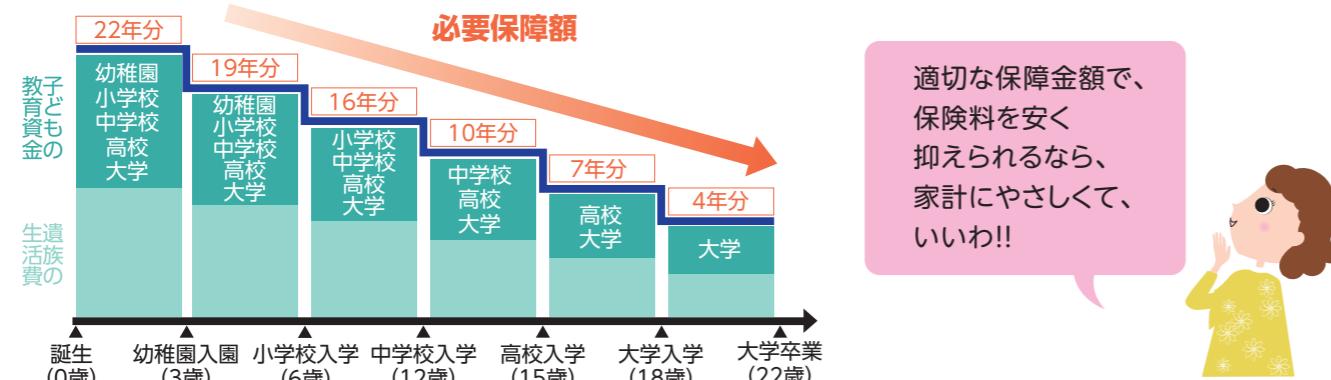
- 家計にやさしい収入保障**は、「もしも…」のことがあったときの、**ご家族の生活費**や**お子さまの教育費**などを準備することもできます。

必要な期間・保障額にあわせた死亡保障

- 「もしも…」の際の必要保障額は、一般的に将来にわたって一定ではなく、お子さまの成長などに伴い減少していきます。
- お子さまの成長などに伴い減少する必要保障額にあわせて、死亡保障金額を減少させれば、必要な分だけご家族の生活費やお子さまの教育費などを準備することができます。

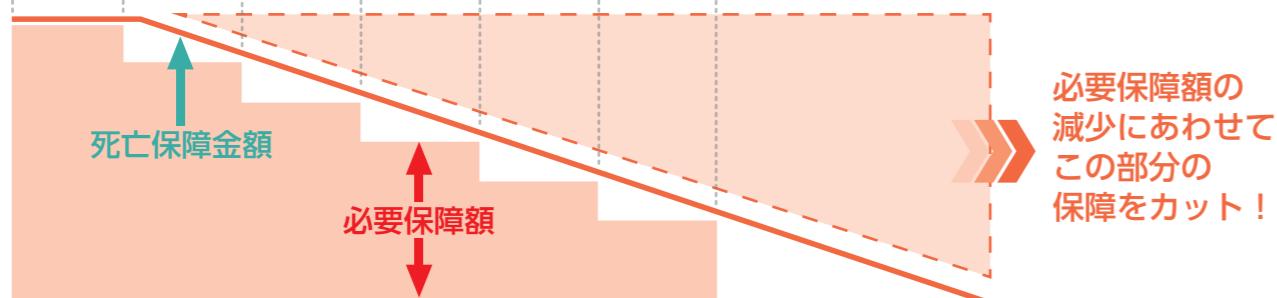
【必要保障額の考え方の例】

お子さまが大学を卒業する(22歳)までの必要保障額のイメージ



【収入保障保険で保障額を準備した場合】

お子さまが大学を卒業する(22歳)までの必要保障額のイメージ



お受取について

くわしくはP8をご覧ください。

Point 2

健康体割引特約を付加して所定の基準を満たせば 保険料が割安！

たばこを吸っていないと、さらに割安！*

ご契約時に、非喫煙者健康体保険料率、健康体保険料率のいずれかを選択のうえこの特約をお申込みいただき、被保険者の健康状態や喫煙状況等がT&Dフィナンシャル生命所定の基準を満たしている場合、主契約（特則を除く）の保険料が通常の保険料に比べて割安になります。

*健康体とは、健康体割引特約におけるT&Dフィナンシャル生命での呼称であり、所定の基準に適合しない方が健康ではないことではありません。

*健康体割引特約を付加する場合、健康診断書・嘱託医の診査が必要となります。

*唾液検査を受けていただき、検査結果に問題がないことが必要となります。
(被保険者が喫煙者でなくとも、受動喫煙により喫煙者と判定されることもあります)

所定の基準（血圧値・BMI）について

基準① 血圧値 血圧値は下記の範囲内ですか？

年齢範囲	最小血圧値	最大血圧値
20歳以上39歳以下	85mmHg未満	135mmHg未満
40歳以上70歳以下	90mmHg未満	140mmHg未満

基準② 身長と体重のバランス BMI（ボディ・マス・インデックス）は下記の範囲内ですか？

$$18.0 < \text{BMI} < 27.0 \quad \text{BMI} = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2}$$

身長(cm)	体重(kg) [下限]	体重(kg) [上限]	身長(cm)	体重(kg) [下限]	体重(kg) [上限]	身長(cm)	体重(kg) [下限]	体重(kg) [上限]	身長(cm)	体重(kg) [下限]	体重(kg) [上限]
140	36 ~ 52	150	41 ~ 60	160	47 ~ 68	170	53 ~ 77	180	59 ~ 87		
141	36 ~ 53	151	42 ~ 61	161	47 ~ 69	171	53 ~ 78	181	60 ~ 88		
142	37 ~ 54	152	42 ~ 62	162	48 ~ 70	172	54 ~ 79	182	60 ~ 89		
143	37 ~ 55	153	43 ~ 63	163	48 ~ 71	173	55 ~ 80	183	61 ~ 90		
144	38 ~ 55	154	43 ~ 63	164	49 ~ 72	174	55 ~ 81	184	62 ~ 91		
145	38 ~ 56	155	44 ~ 64	165	50 ~ 73	175	56 ~ 82	185	62 ~ 92		
146	39 ~ 57	156	44 ~ 65	166	50 ~ 74	176	56 ~ 83	186	63 ~ 93		
147	40 ~ 58	157	45 ~ 66	167	51 ~ 75	177	57 ~ 84	187	64 ~ 94		
148	40 ~ 59	158	46 ~ 67	168	51 ~ 76	178	58 ~ 85	188	64 ~ 95		
149	41 ~ 59	159	46 ~ 68	169	52 ~ 76	179	58 ~ 86	189	65 ~ 96		

BMI算出の端数処理 ...

[体重]kg単位で小数点以下
第1位を四捨五入

[身長]m単位で小数点以下
第3位を四捨五入

[BMI]小数点以下
第2位を四捨五入

保険料の設定について

どの保険料率でお申込みいただけるか、さっそくフローチャートで確認！

条件① 血圧値・BMIがT&D フィナンシャル生命所定の基準を満たしている

はい

条件② 過去1年内に喫煙していない

はい

いいえ

いいえ

【月払保険料例】

契約年齢	非喫煙者健康体保険料率		健康体保険料率		標準体保険料率	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳	1,780円	1,490円	2,420円	1,790円	2,500円	1,850円
35歳	1,860円	1,580円	2,550円	1,900円	2,630円	1,960円
40歳	1,950円	1,600円	2,670円	1,930円	2,760円	1,990円

【上記保険料の算出条件】

●保険期間／保険料払込期間：60歳満了 ●年金月額(主契約)：10万円
●年金支払保証期間：2年 ●保険料払込方法(回数)：月払

保険料について

くわしくはP9～12をご覧ください。

Point3 上皮内がんと診断確定された場合、または特定疾患によ

特定疾病保険料
払込免除ワイド特則

被保険者が特定疾病により所定の状態に該当された場合、または給付責任開始日以後生まれて初めて上皮内がんと診断確定された場合、以後の保険料のお支払は必要ありません。

【イメージ図】

保険料の
お払込

保険料払込
免除の事由に
該当

以後の保険料のお払込は不要。
しかも**保障は継続**します！

▲ご契約

保険料払込免除の事由について（特定疾病保険料払込免除ワイド特則）

上皮内がんを含む	
がん (悪性新生物)	被保険者が給付責任開始日以後*、保険期間中に生まれて初めて上皮内がん、または所定のがんと診断確定された場合。
心疾患	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定的心疾患を発病し、その治療を目的として右記のいずれかに該当された場合。
脳血管疾患	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の脳血管疾患を発病し、その治療を目的として右記のいずれかに該当された場合。

* 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし、91日目以降に復活をされた場合は復活日。

※上皮内がん・所定のがん・心疾患・脳血管疾患について、くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください。

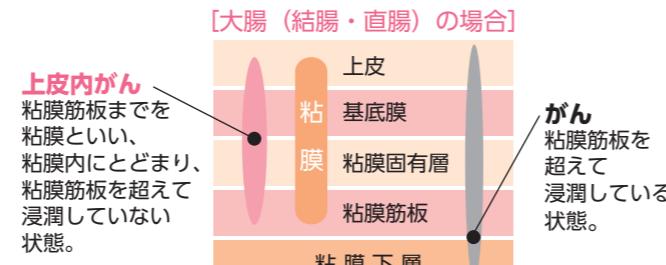
ご参考

上皮内がんについて

がん細胞が上皮内（大腸の場合は粘膜内）にとどまり、それより深く浸潤していない初期のがんのことをいいます。

上皮内がん
上皮内にとどまり、基底膜を超えて浸潤していない状態。

[子宮頸部の場合]
上皮
基底膜
がん
基底膜を超えて浸潤している状態。



上皮内がんも保険料払込免除の対象
なんて、ワイドな保障は家計にやさしく、
家族のみんなも安心だね！



り所定の状態に該当した場合、以後の保険料はいただきません！

✓ 保障対象となる疾病について（特定疾病保険料払込免除ワイド特則）

がん

胃がん（イメージ図）

◇上皮内がん

- 上皮内新生物

◇がん（悪性新生物）

- 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>
- 消化器の悪性新生物<腫瘍>
- 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>
- 骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>
- 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>
- 中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>
- 乳房の悪性新生物<腫瘍>
- 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>
- 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>
- 腎尿路の悪性新生物<腫瘍>
- 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>
- 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>
- 部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>
- リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの
- 独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>
- 真正赤血球増加症<多血症>
- 骨髄異形成症候群
- リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物<腫瘍>
 - ・慢性骨髄増殖性疾患
 - ・本態性（出血性）血小板血症
 - ・骨髄線維症
 - ・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]

心疾患

心筋梗塞（イメージ図）

◇慢性リウマチ性心疾患

- リウマチ性僧帽弁疾患
- リウマチ性大動脈弁疾患
- リウマチ性三尖弁疾患
- 連合弁膜症
- その他のリウマチ性心疾患

◇虚血性心疾患

- 狭心症
- 急性心筋梗塞
- 再発性心筋梗塞
- 急性心筋梗塞の統発合併症
- その他の急性虚血性心疾患
- 慢性虚血性心疾患

◇肺性心疾患および肺循環疾患

- 肺塞栓症
- その他の肺性心疾患
- その他の肺血管の疾患

◇その他の型の心疾患

- 急性心膜炎
- 心膜のその他の疾患
- 急性および亜急性心内膜炎
- 非リウマチ性僧帽弁障害
- 非リウマチ性大動脈弁障害
- 非リウマチ性三尖弁障害
- 肺動脈弁障害
- 心内膜炎、弁膜不詳
- 急性心筋炎
- 心筋症
- 房室ブロックおよび左脚ブロック
- その他の伝導障害
- 心停止
- 発作性頻拍（症）
- 心房細動および粗動
- その他の不整脈
- 心不全
- 心疾患の合併症及び診断名不明確な心疾患の記載

脳血管疾患

脳梗塞（イメージ図）

◇一過性脳虚血発作および関連症候群

◇脳血管疾患

- くも膜下出血
- 脳内出血
- その他の非外傷性頭蓋内出血
- 脳梗塞
- 脳卒中、脳出血または脳梗塞と明示されないもの
- 脳実質外動脈（脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈）の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの
- 脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの
- その他の脳血管疾患
- 脳血管疾患の統発・後遺症

上記の疾病で所定の状態に該当した場合



以後の保険料を気にせず治療に専念できます！

※保障対象となる疾病について、くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください。

家計にやさしい収入保障

その他の特則・特約について

特定疾病
収入保障特則

有期年金

確定年金
(1年・5年)

「治療費」や「生活費」をサポート！

被保険者が、特定疾病により所定の状態に該当された場合、特定疾病年金をお受取りいただけます。

- 【ご契約例】●契約者(被保険者)：30歳男性 ●保険期間／保険料払込期間：60歳満了
- 年金支払保証期間(主契約)：2年 ●年金月額(主契約)：10万円
- 特定疾病年金月額：主契約の年金月額と同額 ●保険料払込方法(回数)：月払
- 適用保険料率：非喫煙者健康体保険料率

有期年金をご選択の場合

上記ご契約例における保険料

月払 5,720 円



ご生存の限り、完治後も保険期間満了まで受け取れます

お支払事由発生後は保険料の払込は不要です

▲契約30歳

保険期間満了60歳

※特定疾病年金支払期間中に被保険者がお亡くなりに、または所定の高度障害状態になられた場合、遺族年金または高度障害年金をお支払いします。

確定年金をご選択の場合

残存期間分の特定疾病年金の一部、または全部を一括で受け取ることもできます

上記ご契約例における保険料

(特定疾病年金支払期間1年)
月払 2,730 円

(特定疾病年金支払期間5年)
月払 4,550 円



完治後も1年間または5年間受け取れます

お支払事由発生後は保険料の払込は不要です

▲契約30歳

特定疾病年金支払期間(1年または5年)満了

保険期間満了60歳

※特定疾病年金支払期間中に被保険者がお亡くなりに、または所定の高度障害状態になられた場合、特定疾病年金支払期間の残存期間に対する特定疾病年金の現価に相当する金額を一括でお支払いし、遺族年金または高度障害年金をお支払いします。

特定疾病一時金特約 (無解約払戻金・Ⅲ型)

「治療費」などの一時的な出費にそなえることもできます！

特定疾病一時金

被保険者が、特定疾病により所定の状態に該当された場合、
特定疾病一時金をお受取りいただけます。

上皮内がん診断一時金

被保険者が、給付責任開始日以後*、特定疾病一時金のお支払事由に該当せず、生まれて初めて上皮内がんと診断確定された場合、特定疾病一時金額の10%をお受取りいただけます。

*責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし、91日目以降に復活をされた場合は復活日。

*特定疾病一時金または上皮内がん診断一時金のお支払事由発生後は保険料の払込は不要です。

*特定疾病一時金が支払われた場合、この特約は消滅します。

*特定疾病一時金のお支払事由について、「くわしくは『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。」

特定疾病による所定の状態について (特定疾病収入保障特則・特定疾病一時金特約 (無解約払戻金・Ⅲ型))

がん (悪性新生物)

被保険者が給付責任開始日以後*、保険期間中に生まれて初めて所定のがんと診断確定された場合。

急性心筋梗塞

被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として右記のいずれかに該当された場合。

脳卒中

被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その治療を目的として右記のいずれかに該当された場合。

手術を受けられた場合。
または
継続して20日以上の
入院をされた場合。

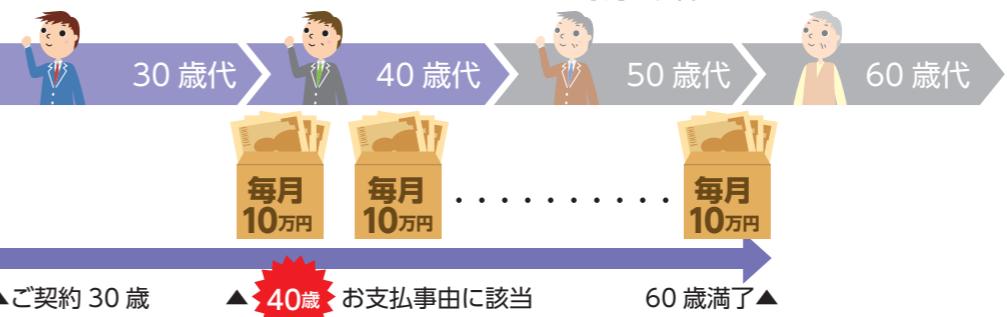
* 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし、91日目以降に復活をされた場合は復活日。
** 所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中について、「くわしくは『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。」

家計にやさしい収入保障 遺族年金のお受取について

遺族年金は、お客様の状況に応じて、受取方法をご選択いただけます！

- 【ご契約例】●契約者(被保険者)：30歳男性 ●保険期間／保険料払込期間：60歳満了
- 被保険者さまが40歳(ご契約から10年1か月目)で亡くなられた場合の例

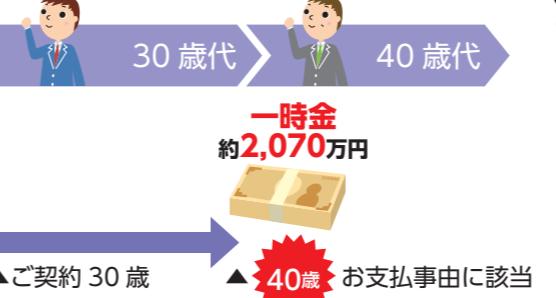
毎月お受取の場合



受取総額
2,400 万円

毎月10万円 × 12か月 × 20年

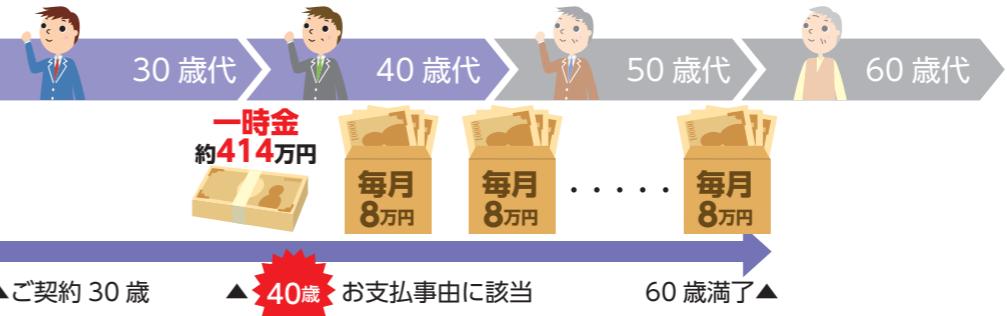
全額を一時金でお受取の場合



受取総額
約 2,070 万円

毎月の遺族年金のお受取と一時金のお受取を組み合わせることも！

年金開始時に一時金を、 残りの時期は年金でお受取の場合



受取総額
約 2,334 万円

一時金: 約414万円
年金受取総額: 1,920万円

年金開始時と年金開始10年1か月目に 一時金を、その他の時期は年金で お受取の場合



受取総額
約 2,316 万円

一時金: 約636万円
年金受取総額: 1,680万円



T&Dフィナンシャル生命 の充実したアフターフォロー お電話やインターネットでできるご請求・お手続きについて

●お電話やインターネットにより、つぎのサービスを提供しています。

			…24時間365日ご利用いただけます。 ※システムメンテナンスのためサービスを停止する場合があります。
			ご契約内容・保障内容 (定期的に郵送でもお知らせします。)

情報提供	契約内容照会			ご契約内容・保障内容 (定期的に郵送でもお知らせします。)
	住所変更			保険契約者の届出住所の変更 (書類の郵送でもお取扱いしております。)
	生命保険料控除証明書の再発行			生命保険料控除証明書の再発行 (10月～3月の受付となります。)
	ログインパスワード変更／Eメールアドレス変更			「インターネットサービス」のログインパスワードとEメールアドレスの変更
	解約			ご契約の解約
	死亡保険金（各種給付金）請求			被保険者死亡時の保険金（給付金）請求 各種給付金の請求
	名義変更／改姓			保険契約者・各種受取人などの変更、改姓
	保険証券再発行			紛失などの際の保険証券再発行
	契約内容の変更			基本保険金額の減額、年金支払期間・年金の種類の変更など
	ID番号、ログインパスワードの照会			ID番号、ログインパスワードをお忘れになった場合のご照会
	手続用パスワード変更／適用契約の変更			「インターネットサービス」手続用パスワードの変更手続き 複数契約のID番号を1つのID番号にまとめる手続き

				*T&D クラブオフについては、 T&D クラブオフアライアンス事務局で承ります。
				成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためにご相談先を紹介するサービスをご用意しております。
				当社からのご案内を確実にお受取りいただくために「第二連絡先」を登録いただける制度です。

※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。
くわしくは当社ホームページ (<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。



判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス

成年後見センター・リーガルサポート

- 当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先を紹介するサービスをご用意しております。



当社からのご案内を確実にお受取りいただくために

第二連絡先登録制度

- 「第二連絡先登録制度」とは、当社からお送りする各種お手続きのご案内が届かなかった場合や災害時などでご契約者さまとの連絡が困難になった場合、当社より第二連絡先にご登録いただいたご家族あてに連絡させていただくことで、ご契約者さまにすみやかなご連絡ができるようにするための制度です。



健康増進・オフタイム充実コンテンツ

T&D クラブオフ

- 当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- 皆様の健康増進・オフタイムの充実にお役立ていただける下記サービスをご用意しております。

	入会金・年会費 無料!		育児 育児相談ダイヤル（無料）など		介護 介護相談ダイヤル（無料）など		健康 人間ドックの割引提供など		暮らし全般 法律・税務の相談ダイヤル（無料）など		レジャー 国内外宿泊施設の割引提供など
--	-----------------------	--	----------------------	--	----------------------	--	--------------------	--	-----------------------------	--	------------------------

T&D クラブオフについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※これらのサービスは、2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

家計にやさしい収入保障 よくあるご質問について

Q1 保障はいつからはじまるの？

A

責任開始期です。

- ①第1回保険料(相当額)を「銀行振込」でお支払いいただく場合(責任開始期に関する特約を付加しない場合)
⇒ T&Dフィナンシャル生命による第1回保険料(相当額)の受取と告知がともに完了した時となります。
- ②第1回保険料(相当額)を「口座振替」または「クレジットカード」でお支払いいただく場合(責任開始期に関する特約を付加する場合)
⇒ T&Dフィナンシャル生命による契約申込書の受取と告知がともに完了した時となります。

責任開始期に関する特約を付加された場合の第1回保険料の払込について

第1回保険料は第2回以降保険料と同じ経路にて払い込みいただけます。(現金不要(キャッシュレス)となります。)

Q2 年金月額はいくらから設定できるの？

A

年金月額は5万円から設定できます。

ただし、1回あたりの支払保険料が2,000円未満の場合は、責任開始期に関する特約を付加していただくことによりお申込みいただけます。

Q3 特定疾病で所定の状態に該当した後、その病気が治ったらどうなるの？

A

保険料の払込免除や特定疾病年金のお支払はそのまま継続します。

保険料の払込が免除されている場合、保険料の払込免除がそのまま継続します(保険料のお支払が再開することはありません)。
特定疾病年金を受け取っている場合、お受取がそのまま継続します。

Q4 対象となる「手術」とは？

A

治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎのいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ①開頭術(頭蓋骨を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器などにより頭蓋を穿孔する手術を含みます。)
- ②開胸術(胸腔を開く手術であって、胸腔鏡下に行なわれる手術を含みます。)
- ③開腹術(腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、腹腔鏡下に行なわれる手術を含みます。)
- ④ファイバースコープ手術
- ⑤血管・バスケットカテーテル手術

Q5 「所定の高度障害状態」「所定の身体障害の状態」とはどのような状態？

A

約款に定める所定の状態のことをいいます。

- 「所定の高度障害状態」の例
- ・両目を失明された場合(矯正視力が0.02以下で回復の見込みがない場合)
 - ・声帯の全部を摘出され、発音ができなくなった場合
 - ・食事、トイレ、着替え、歩行、入浴などいずれも自分では行なえず、生涯にわたって常に介護を必要とされる場合
 - ・両手の手関節(手首)以上を切断された場合
 - ・両足の足関節(足首)以上を切断された場合
 - ・片手の手関節(手首)以上および片足の足関節(足首)以上を切断された場合
 - ・片腕が完全運動麻痺で回復の見込みがなく、かつ、片足の足関節(足首)以上を切断された場合など

- 「所定の身体障害の状態」の例
- ・片目を失明された場合(矯正視力が0.02以下で回復の見込みがない場合)
 - ・両耳の聴力が全く失われ、回復の見込みがない場合
 - ・片手の手関節(手首)以上を切断された場合
 - ・片足の足関節(足首)以上を切断された場合
 - ・両手10本の指の指先から最初の関節以上を切断された場合
 - ・片手5本の指のすべてを切断された場合
 - ・両足10本の指のすべてを切断された場合など

※上記は約款に基づく概要を示したものであり、これらの例示に該当した場合のお支払をお約束するものではありません。
対象となる高度障害状態および身体障害の状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ご参考：生命保険料控除について

- お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
- この保険の場合、主契約・特定疾病保険料払込免除ワイド特則にかかる保険料は「一般生命保険料控除」、特定疾病収入保障特則・特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅲ型)にかかる保険料は「介護医療保険料控除」の適用となります。
- 生命保険料控除を受けるためには年末調整または確定申告のいずれかのお手続きが必要となります。

*生命保険料控除について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

税制については2019年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。
個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

重要事項に関するお知らせ (契約概要)

保障内容

特徴

特則・特約

年金のお受取

保険料例表

アフターフォロー

よくあるご質問

契約概要

注意喚起情報

重要事項に関するお知らせ(契約概要)

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

■商号 T&D フィナンシャル生命保険株式会社
■住所 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
■お問合せ先 T&D フィナンシャル生命 お客様サービスセンター
TEL 0120-302-572
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

2 この商品の仕組みについて

- 「家計にやさしい収入保障」は、被保険者がお亡くなりになられた場合や所定の高度障害状態に該当された場合に遺族年金または高度障害年金をお支払いする収入保障保険(生命保険)です。
- この保険の仕組みについて、くわしくは[P.2](#)をご覧ください。

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	<ul style="list-style-type: none">契約者が指定された年金月額を年金支払起算日(年金のお支払事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日)から保険期間満了日の翌日まで毎月(月単位の契約応当日ごと)お支払いします。
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき	<ul style="list-style-type: none">年金支払起算日から保険期間満了日の翌日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合は、年金支払保証期間が満了する日まで年金月額を毎月お支払いします。

※所定の高度障害状態について、くわしくは[「ご契約のしおり・約款」](#)をご覧ください。

- 遺族年金と高度障害年金は重複してお受取りいただくことができません。また、お支払事由に該当し年金総額をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、告知義務違反の場合等は、遺族年金、高度障害年金のお支払ができない場合があります。くわしくは[「ご契約のしおり・約款」](#)をご覧ください。

保険料の払込免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当した場合、以後の保険料の払込が免除されます。

※所定の身体障害の状態について、くわしくは[「ご契約のしおり・約款」](#)をご覧ください。

4 主な特則・特約について

名 称	概 要
特定疾病保険料 払込免除ワイド特則	<ul style="list-style-type: none">ご契約時にこの特則を適用することにより、給付責任開始日*以後、生まれて初めて上皮内がんと診断確定された場合、または特定疾病により所定の状態に該当された場合、以後の保険料の払込が免除されます。
特定疾病 収入保障特則	<ul style="list-style-type: none">ご契約時に有期年金、確定年金(特定疾病年金支払期間:1年または5年)のいずれかを選択のうえ、この特則を適用することにより、特定疾病により所定の状態に該当された場合、特定疾病年金を毎月お支払いします。有期年金 契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病により所定の状態に該当された日の直後に到来する月単位の契約応当日以後、月単位の契約応当日ごとに被保険者が生存し高度障害年金のお支払事由に該当しない限り、保険期間満了日の翌日まで毎月お支払いします。確定年金 契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病により所定の状態に該当された日の直後に到来する月単位の契約応当日以後、月単位の契約応当日ごとに特定疾病年金支払期間満了日まで毎月お支払いします。
特定疾病一時金特約 (無解約払戻金・Ⅲ型)	<ul style="list-style-type: none">ご契約時にこの特約を付加することにより、この特約のお支払事由に該当された場合、一時金をお支払いします。特定疾病一時金 契約者が指定された特定疾病一時金額を特定疾病により所定の状態に該当された場合、お支払いします。なお、上皮内がん診断一時金のお支払後、特定疾病により所定の状態に該当された場合は特定疾病一時金額の90%をお支払いします。上皮内がん診断一時金 契約者が指定された特定疾病一時金額の10%を給付責任開始日*以後、特定疾病一時金のお支払事由に該当せず、生まれて初めて上皮内がんと診断確定された場合、お支払いします。

*責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

※ご契約後、年金の種類や特定疾病年金支払期間を変更することはできません。

※特定疾病収入保障特則(有期年金)の場合、特定疾病年金の一括支払はお取扱いできません。

※特定疾病年金が支払われた場合、その後別の特定疾病年金のお支払事由に該当し、特定疾病年金の請求をされても特定疾病年金は重複してお受取りいただくことはできません。

※特定疾病年金は遺族年金、高度障害年金と重複してお受取りいただくことはできません。

●特定疾病年金(有期年金)が保険期間満了日の翌日まで支払われた場合、ご契約は消滅します。

●特定疾病一時金が支払われた場合、特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅲ型)は消滅します。

●特定疾病収入保障特則、特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅲ型)は特定疾病保険料払込免除ワイド特則が適用されていない場合、適用(付加)できません。また、特定疾病収入保障特則、特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅲ型)を適用(付加)された場合、特定疾病保険料払込免除ワイド特則のみ解約することはできません。

4 主な特則・特約について(つづき)

特定疾病により所定の状態に該当された場合について

■特定疾病により所定の状態に該当された場合とは約款に定めのある下記①～③をいいます。

特定疾病保険料払込免除ワイド特則		特定疾病収入保障特則 特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅲ型)
① 被保険者が、給付責任開始日*以後、保険期間中に生まれて初めて所定のがんと診断確定された場合。		被保険者が、給付責任開始日*以後、保険期間中に生まれて初めて所定のがんと診断確定された場合。
② 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の心疾患を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。 ●手術を受けられた場合。 ●入院をされた場合。		被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。 ●手術を受けられた場合。 ●継続して20日以上の入院をされた場合。
③ 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の脳血管疾患を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。 ●手術を受けられた場合。 ●入院をされた場合。		被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。 ●手術を受けられた場合。 ●継続して20日以上の入院をされた場合。

*責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

※所定のがん・心疾患・急性心筋梗塞・脳血管疾患・脳卒中について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

名称	概要
健康体割引特約	<ul style="list-style-type: none"> ご契約時に非喫煙者健康体保険料率、健康体保険料率のいずれかを選択のうえ、この特約をお申込みいただき、被保険者の健康状態、喫煙状況等がT&Dフィナンシャル生命の定める基準を満たしている場合、主契約(特則部分を除く)の保険料が通常の保険料に比べて、割安となります。 この特約は保険期間／保険料払込期間が50歳満了～70歳満了の場合に付加することができます。 健康体保険料率の適用基準について 被保険者の健康状態がT&Dフィナンシャル生命の定める基準を満たし、つぎの①②の基準に該当する場合、適用することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ①血圧値に関する基準 20歳以上39歳以下 …最小血圧値85mmHg未満 最大血圧値135mmHg未満 40歳以上70歳以下 …最小血圧値90mmHg未満 最大血圧値140mmHg未満 ②BMI(ボディ・マス・インデックス)に関する基準 $18.0 < \text{BMI} (\text{体重(kg)} / \{\text{身長(m)}\}^2) * < 27.0$ 非喫煙者健康体保険料率の適用基準について 被保険者が健康体保険料率の適用基準を満たし、つぎの①②の基準に該当する場合、適用することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ①喫煙状況に関する基準 …過去1年間の喫煙歴がないこと ②唾液検査に関する基準 …唾液コチニン測定法による検査結果に問題がないこと

*BMIは、小数点以下第2位を四捨五入、体重(kg)は、kg単位で小数点以下第1位を四捨五入、身長(m)は、m単位で小数点以下第3位を四捨五入します。

4 主な特則・特約について(つづき)

名 称	概 要
責任開始期に関する特約	●ご契約時にこの特約を付加することにより、T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、契約申込書の受取と告知がともに完了した時からご契約上の責任を開始します。
リビング・ニーズ特約	●この特約を付加することにより、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合に、被保険者からのご請求により主契約(特則部分を除く)の年金現価相当額の全部または一部をリビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いします。
指定代理請求特約	●この特約を付加することにより、年金等の受取人である被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金等の受取人の代理人として、年金等を請求することができます。

※責任開始期に関する特約を付加した場合、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込がない場合、ご契約は無効となります。

※特定疾病収入保障特則(有期年金)とリビング・ニーズ特約は同時に適用(付加)することはできません。

5 ご契約のお取扱について

保険期間／保険料払込期間	50歳満了～80歳満了
契約年齢(被保険者の契約日の満年齢)	20歳～70歳
年金月額	5万円以上(1万円単位)
年金支払保証期間	1年、2年、5年
保険料払込方法	月払、年払
回数	経路*1
	口座振替扱、クレジットカード扱*2

*1 責任開始期に関する特約を付加しない場合の第1回保険料(相当額)は当社指定金融機関口座への振込となります。

*2 クレジットカード扱において、1契約1回あたりの支払保険料が10万円超となる場合、取扱っておりません。

※上記のお取扱は、被保険者の契約年齢等により異なります。また、募集代理店により取扱が一部異なる場合があります。

保険料や年金月額、適用する特則、付加する特約等、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入*していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

*電磁的方法による場合は申込画面への入力。

6 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 解約払戻金について

 ●この保険は保険期間を通じて解約払戻金がありません。

重要事項に関するお知らせ(注意喚起情報)

重要事項に関するお知らせ (注意喚起情報)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、[【ご契約のしおり・約款】に記載しておりますのでご確認ください。](#)

1 お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます

■申込者・契約者はご契約の申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面(封書^{*1})での郵送によるお申出によりお申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)することができます(募集代理店では受け付けできません)。お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行なった場合には、お払込みいただいた金額を全額お返しします。

- ①お申込の撤回等をする旨の文言
- ②お申込者(契約者)の氏名(自署)・住所
- ③申込書番号(申込書控の右上または右下に記載されています)
- ④返金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)^{*2}
- ⑤お申込の撤回等の申出日

*1 お客様の個人情報保護のために封書にてお送りください。
*2 ご入金をされている場合のみご記入ください。
なお、返金先口座はお申込者(契約者)の本人口座に限ります。

〈書面(封書)の送付先〉

〒105-0023
東京都港区芝浦1-1-1
T&Dフィナンシャル生命 契約課 行

〈お申出のご記入例〉

○年○月○日		返金先口座	申込者(契約者)名	申込書番号	住所	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社	私は契約の申込の撤回を行ないます。
○	○	普通銀行	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○
○	○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○
○	○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○
○	○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○
○	○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○
○	○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○
○	○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○	○○○○○○○○

■お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面の発信時に年金等のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の効力は生じません。ただし、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面の発信時に、申込者・契約者が年金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■T&Dフィナンシャル生命が指定した医師による診査が終了している場合、法人や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合は、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることはできません。

クーリング・オフ可能								クーリング・オフできません
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
▲ 申込日								

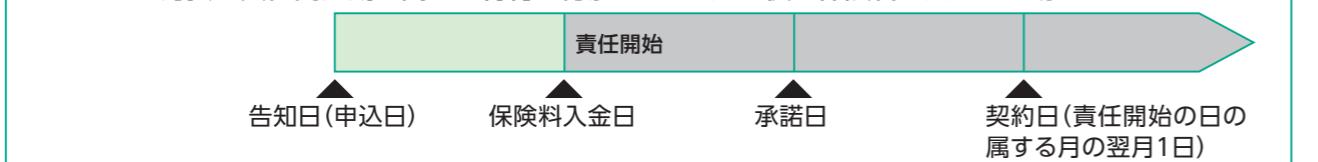
2 告知欄にはありのままを告知してください

- ご契約にあたっては、被保険者の現在の健康状態や職業等について告知書でT&Dフィナンシャル生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。また、T&Dフィナンシャル生命が指定した医師による診査扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合も同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知書には、被保険者ご自身でご記入*ください。T&Dフィナンシャル生命は、ご記入いただいた内容に基づいてご契約のお引受けをするかどうかを決定します。
*電磁的方法によるときは、告知画面または申込画面に被保険者ご自身でご入力ください。
- 告知受領権はT&Dフィナンシャル生命およびT&Dフィナンシャル生命が指定した医師が有しています。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は告知受領権がなく、三菱UFJ銀行の担当者に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- T&Dフィナンシャル生命の確認担当職員またはT&Dフィナンシャル生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または年金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。
- T&Dフィナンシャル生命では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じた引受け対応を行なっております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります。
- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、T&Dフィナンシャル生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。なお、責任開始の日から2年を経過していても、年金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。

3 責任開始期と契約日について

- ご契約時に責任開始期に関する特約を付加されていない場合
T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受けを承諾した場合、第1回保険料(相当額)の受取と告知がともに完了した時からご契約上の責任を開始します。
- ご契約時に責任開始期に関する特約を付加されている場合
T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受けを承諾した場合、契約申込書の受取と告知がともに完了した時からご契約上の責任を開始します。
- 契約日はつぎのとおりとなります。
 - 月払…T&Dフィナンシャル生命の責任開始の日の属する月の翌月1日(契約始期指定(契約日特例の不適用)の取扱を選択されている場合はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日)
 - 年払…T&Dフィナンシャル生命の責任開始の日
- 特定疾病保険料払込免除ワイド特則、特定疾病収入保障特則、特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅲ型)を適用(付加)した場合の所定のがん・上皮内がんに関する保障は、給付責任開始日(責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし、91日目以降に復活をされた場合は復活日)からご契約上の責任を開始します。
- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう者で、ご契約締結の代理権はありません。したがいまして、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

イメージ図:月払で責任開始期に関する特約を付加せず、告知の後に保険料を入金した場合



イメージ図:月払で責任開始期に関する特約を付加し契約申込書の受領後、告知があった場合



*契約始期指定(契約日特例の不適用)の取扱についてのご照会等はT&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。

4 つぎのような場合には、年金等をお支払いできないことがあります

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 給付責任開始日前に所定のがん・上皮内がんと診断確定された場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特則・特約が告知義務違反により解除となった場合
- 年金等を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含む)や、契約者、被保険者、遺族年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合
- 保険料のお払込がなく、ご契約が失効となった場合
- ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、年金等の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合(この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません)
- 年金等の免責事由に該当した場合
(例えば、責任開始の日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・遺族年金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等)
- その他年金等をお支払いできない場合について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 保険料の払込猶予期間とご契約の失効・復活について

- 保険料は払込期月内(保険料をお払込みいただく月)にお払込みください。なお、保険料の払込期月内にお払込の都合がつかない場合のために、保険料の払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込猶予期間は月払契約の場合、保険料の払込期月の翌月初日から末日までとなります。また、年払契約の場合、保険料の払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までとなります。なお、責任開始期に関する特約を付加したご契約の第1回保険料の払込猶予期間は払込期間の翌月初日から末日までとなります。
- 保険料の払込猶予期間内に保険料のお払込がないと、ご契約は失効します。なお、責任開始期に関する特約を付加したご契約の第1回保険料について、保険料の払込猶予期間内に保険料のお払込がない場合、ご契約は無効となります。
- いったん失効したご契約でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知(ご契約によっては診査)と、失効している期間の保険料のお払込が必要となります。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。
- ご契約の復活をT&Dフィナンシャル生命が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払込がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

6 解約払戻金について

- この保険は保険期間を通じて解約払戻金がありません。

7 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金月額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金月額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても年金月額等が削減されることがあります。

くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

8 この保険は生命保険であり、預金ではありません

■この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

9 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

■現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申込のご契約について、被保険者の健康状態や職業等によりお断りする場合があります。
- 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す(復旧)取扱に制限を受けることがあります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。

※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご検討ください。

10 税金のお取扱について

■払込保険料

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

■遺族年金

契約例			課税のお取扱	
契約者	被保険者	遺族年金受取人	被保険者死亡時の課税	年金受取時の課税
本人	本人	配偶者	年金受給権評価額に対して相続税	所得税(雑所得) +住民税
本人	配偶者	本人	—	
本人	配偶者	子	年金受給権評価額に対して贈与税	

■高度障害年金・特定疾病年金・特定疾病一時金・上皮内がん診断一時金・リビング・ニーズ特約の特約保険金が被保険者が受取人(その配偶者、直系血族、生計を一にする親族を含みます)の場合、非課税となります。

くわしくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください。また、税制については2019年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

11 苦情・相談窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

0120-302-572

■この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

<https://www.seijo.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、(一社)生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンターまでご照会ください。

12 年金等のお支払について

■お客さまからのご請求に応じて、年金等のお支払を行ないますので、年金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命保険金・給付金請求専用ダイヤル(TEL:0120-301-267)にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合について、「**ご契約のしおり・約款**」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができるおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■年金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

■指定代理請求特約を付加された場合には、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。